

資料 2 事務局提出資料

大都市地域における行政体制に関する補足説明資料

大都市地域における行政体制に関する検討の方向性(案)

国内外の大都市制度の変遷

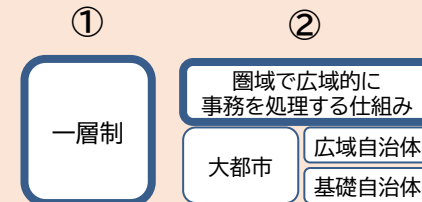
- 大都市圏では、自治体の区域を超えて都市が連坦するほか、とりわけ規模能力が大きい大都市が存在。このような中で、大都市が経済成長を牽引する方向性と、圏域における広域行政を充実させる方向性を如何にして調和させるかが、大都市圏に固有の課題となってきたのではないかと。
- このような課題に対し、国内外の大都市では、おおむね以下①②の方向性の間で、両者の混在や中間的な制度も含め、様々な制度が置かれてきたのではないかと。

①効率的な行政執行のための、一層制の大都市の創設等の**垂直的な統合**

↑例；日本の旧特別市制度(1947年(実際には指定なし))、韓国・釜山等での直轄市の創設(1963年)、加・トロントでの新トロント市の創設(1998年)等

②大都市圏全体で、広域的に事務を処理する仕組み等の**水平的な連携・統合**

例；英・ロンドンでのGLA(Greater London Authority)の創設(2000年)、仏・パリでのメトロポールの創設(2016年)等



- 垂直的な統合が進むと水平的な連携が行いづらくなる等、**①②のメリットとデメリットはトレードオフの関係にあり、1つの制度に収斂されるものではない**。このため、これまでも**各国の大都市制度は試行錯誤が繰り返され、その時々社会情勢に応じて変遷してきた**のではないかと。

今回の地制調での検討の方向性(案)

<検討の方向性(案)>

<検討の視点>

- 今後の社会経済情勢を見据えた大都市制度のあり方として、以下の点につき検討することが考えられるか。

(1) 都道府県から独立した一層制の大都市である、いわゆる「特別市」の制度化による垂直的な統合(①の方向性)

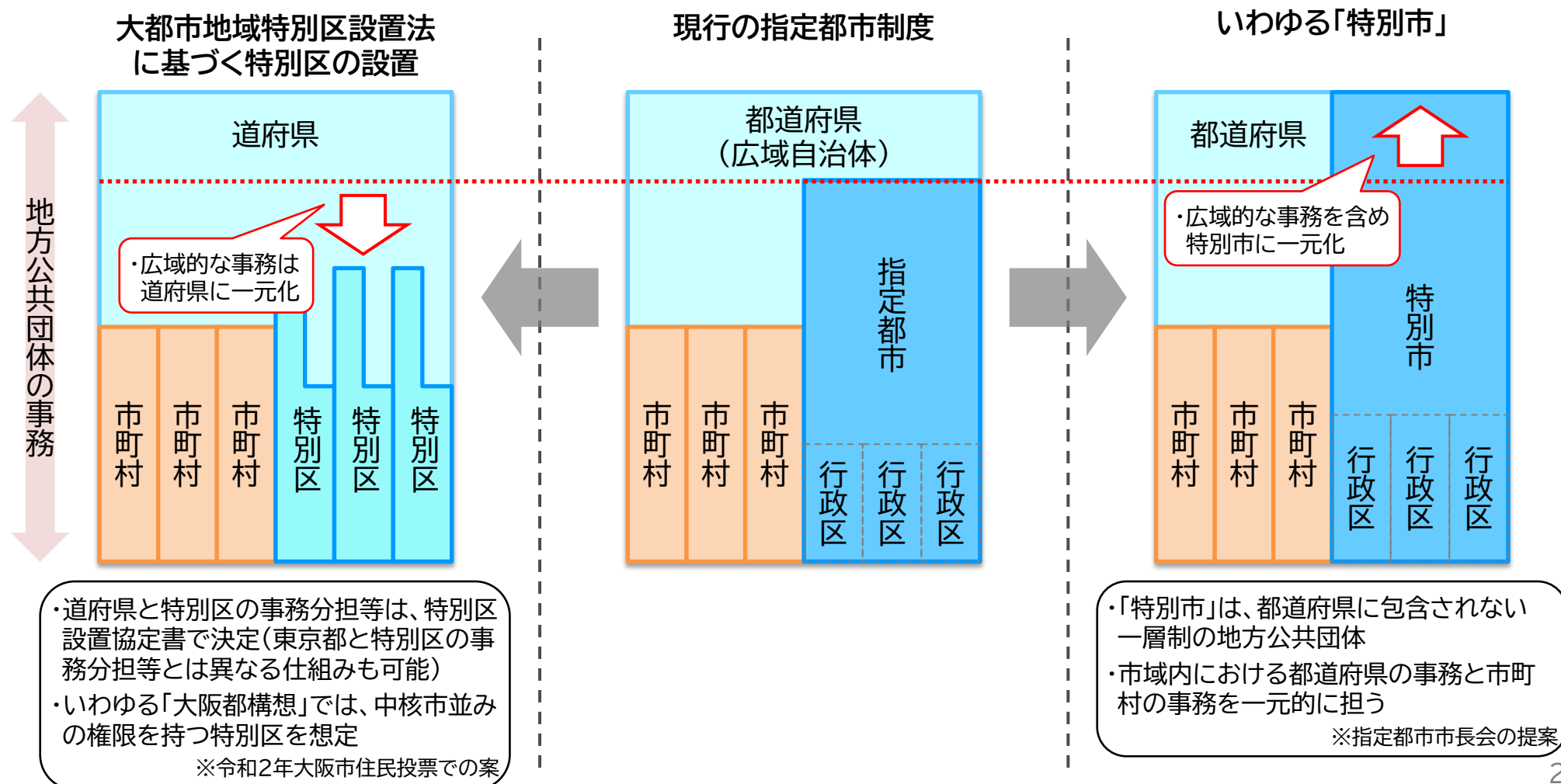
(2) 大都市圏における、都道府県や指定都市の区域を超えた水平的な連携・統合(②の方向性)

- 「特別市」を制度化する場合の意義はどのように考えられるか。
- 「特別市」を制度化する場合の課題は、どのようなものがあるか。特に、水平的な連携を行いづらくなることについて、どのように考えるか。
- そのような課題への対応方策として、どのようなものが考えられるか。

- 水平的な連携を強化する場合の課題は、どのようなものがあるか。特に、垂直的な統合を行いづらくなることについて、どのように考えるか。
- ①②のメリットとデメリットはトレードオフの関係にあり、1つの制度に収斂されるものではないことを前提に、比較的望ましい制度にしていくためには、どのような検討が必要か。

指定都市制度を巡る2つの動き

- 指定都市制度を巡って、「大都市地域特別区設置法に基づく特別区の設置」と、いわゆる「特別市」の2つの動きがある。
- 既に制度化されている「**大都市地域特別区設置法による特別区の設置**」は、指定都市を廃止し、広域的な事務は道府県に一元化しようとするもの。
- 他方、いわゆる「**特別市**」構想は、都道府県に包含されない一層制の地方公共団体を設けようとするものであり、**広域的な事務を含め、「特別市」に一元化**することを想定。



大都市制度の類型

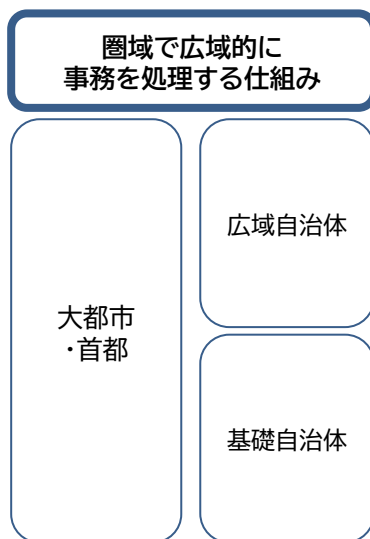
- 我が国や諸外国の地方制度では、大都市・首都といった大都市等に固有の制度として、独自の統治構造や事務処理の仕組みが存在。
 - これらの制度は、都市圏の拡大や人口増、その時々政治・社会情勢等に応じて設けられた経緯があり、一様ではない。
 - 大都市等において、行政事務を行う組織については、以下のような類型がある。なお、これらのパターンのうち複数の組み合わせが適用されることもある。
- パターン① 大都市等に一層制が採用されているもの
- パターン② 圏域で、広域的に事務を処理する仕組み/広域的な事務の調整の枠組みが設けられているもの
- パターン③(①②の中間) 大都市等に、広域自治体と基礎自治体の事務配分の特例が適用されているもの
- また、国による大都市等への特別な関与など、国や広域自治体との関係について特例が設けられている場合がある。

A:行政事務を行う組織の特例

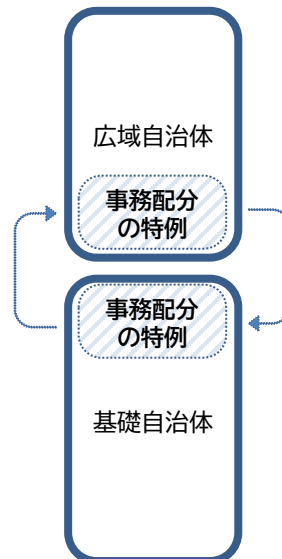
パターン①



パターン②

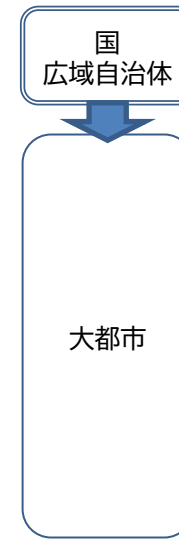


パターン③ (①②の中間)



B:国等との関係の特例

(例) 国による特別な関与
国による直接の事務執行



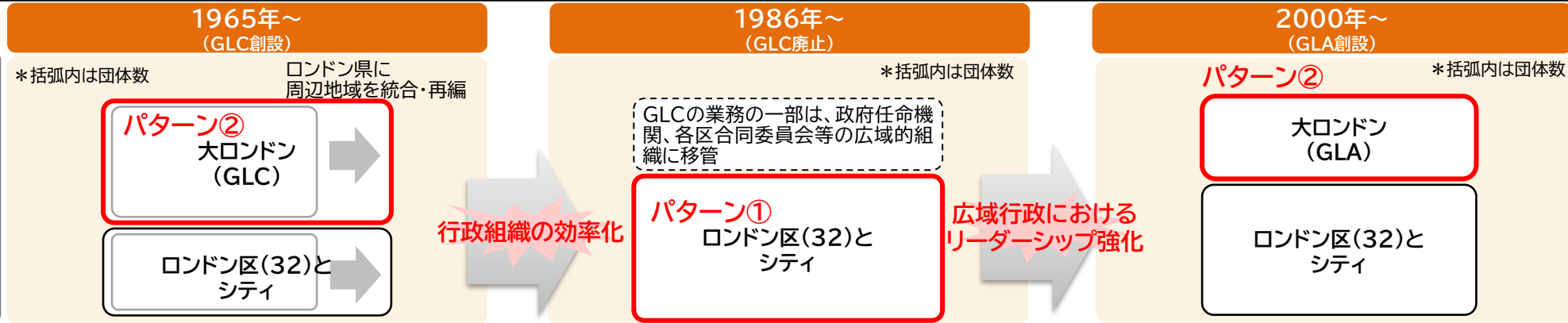
凡例(次ページ以降共通)

- : 諸外国の制度(首都)
- : 諸外国の制度(首都以外の大都市)
- : 我が国の制度
- : 直接公選の議会を有する法人格のある団体
- : 上記以外

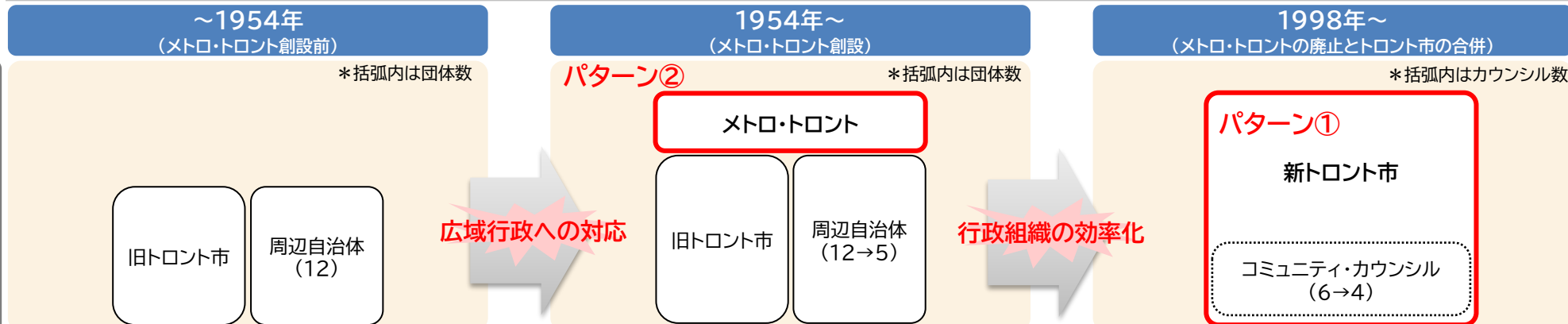
諸外国における大都市制度の変遷の例

- 諸外国における大都市制度の改革は、「**地方公共団体の区域の広域化**」(例:加・トロントでの新トロント市の創設(1998年))や、「**圏域で広域的に事務を処理する仕組みの導入**」(英・ロンドンでのGLAの創設(2000年))とセットで行われている場合が多いと考えられる。

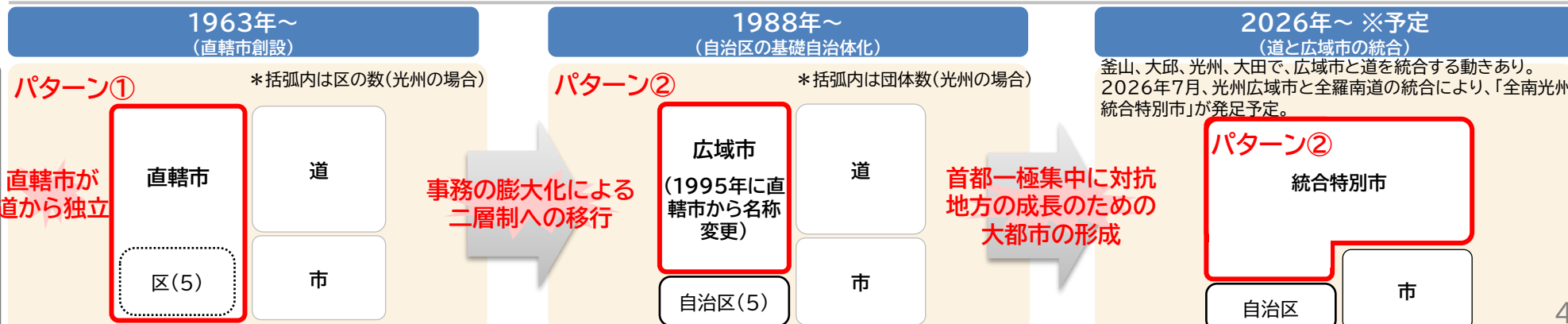
英国(ロンドン)



カナダ(トロント)



韓国(釜山・光州等)



A:行政事務を行う組織の特例① 英国(ロンドン)

- ロンドンでは、都市の発展に伴い広域行政需要が拡大する中で、政権の方針の影響も受けつつ、**広域行政に関する制度の変革が重ねられており**、2000年以降、**ロンドン全域を管轄する大ロンドン(GLA)**が同地域の**企画調整・戦略策定**の役割を担っている。

1965年～
(GLC創設)

1986年～
(GLC廃止)

2000年～
(GLA創設)

*括弧内は団体数

ロンドン県に
周辺地域を統合・再編

*括弧内は団体数

*括弧内は団体数

パターン②

大ロンドン
(GLC)

ロンドン区(32)と
シティ

行政組織の効率化

GLCの業務の一部は、政府任命
機関、各区合同委員会等の広域
的組織に移管

パターン①

ロンドン区(32)と
シティ

広域行政における
リーダーシップ強化

パターン②

大ロンドン
(GLA)

ロンドン区(32)と
シティ

・市街地の膨張を背景に、従前のロンドン県(LCC)の区域を越えるロンドン全域を管轄する大ロンドン(GLC(Greater London Council))を創設、既存の基礎自治体を32のロンドン区(+シティ)に再編

・インフレ抑制と公共支出の削減を進めるサッチャー保守党政権の下でGLCを廃止、業務は各区又は各区合同委員会等の広域的組織に移管

・GLC廃止後、広域行政に関する権限の細分化やリーダーシップの不在等が指摘され、ブレア労働党政権の下で、ロンドン全域を管轄する新たな広域行政組織(GLA(Greater London Authority))を創設

大ロンドン(GLC)

人口:約677万人(1987年)

【組織】

- ・議会(直接公選(1972年まで一部非公選))
- ・職員約22,000名

【主な事務】

・総合的土地利用計画、大規模公園、広域居住計画、首都道路建設、廃棄物処理、娯楽施設等免許、内ロンドン建築規制、洪水予防、消防、司法事務、文化、スポーツ等、(内ロンドンのみ)教育、建築規制

ロンドン区・シティ

【組織】

- ・議会*(直接公選)
 - *以下のいずれかの類型(2000年～)
 - ①リーダー(議会が選任する首長)と内閣制
 - ②メイヤー(直接公選首長)と内閣制
 - ③委員会制

【主な事務】

・政府任命機関、各区合同委員会等の広域的組織で処理する分野(警察、消防、交通等)以外の事務

大ロンドン(GLA)

人口:約880万人(2021年)
面積:約1,572km²(2021年)

【組織】

- ・市長(直接公選)、議会(直接公選)

【主な事務】

・公共交通、地域開発等の企画調整と戦略策定

*GLA本体の他、ロンドン全域の警察、消防、交通、都市開発等を担う5つの実務機関が存在。

<GLA本体+警察、消防>
予算:約73億ポンド(2023年)
※約1.2兆円
職員:約5万名(2023年)

<GLA本体のみ>
予算:約22億ポンド(2024年)
※約3,500億円
職員:約1,400名(2024年)

※交通関係等は含まない

ロンドン区・シティ

*ハウズロー区の例
人口:約29万人(2021年)
面積:約56km²(2021年)

【組織】

- ・議会(直接公選)

【主な事務】

・教育、道路、社会福祉、住宅、ごみ処理等

予算:約7億ポンド(2023年)
※約1,200億円
職員:約2,000名以上(2023年)

制度の変遷

背景

制度の概要

A:行政事務を行う組織の特例② 英国(マンチェスター等)

- ロンドン以外の大都市圏(マンチェスター等)においても、統治構造の変革が重ねられているが、近年では、**大都市圏における広域行政への対応や政府からの権限移譲を目的に、複数自治体で構成される合同行政機構**の設置が進んでいる。

制度の変遷

背景

制度の概要

1974年～
(大都市圏カウンティ創設)

*括弧内は団体数(マンチェスターの場合)

パターン② 大都市圏カウンティ

大都市圏
ディストリクト(10)

1986年～
(大都市圏カウンティ廃止)

*括弧内は団体数(マンチェスターの場合)

大都市圏カウンティの業務の
一部は合同委員会等に移管

パターン①

大都市圏
ディストリクト(10)

行政組織の効率化

2011年～
(合同行政機構創設)

*グレーター・マンチェスター合同行政機構の場合、
10の大都市圏ディストリクトで構成される

パターン②

合同行政機構
(CA(Combined Authority))

大都市圏
ディストリクト

周辺自治体
(一層又は二層)

広域行政への対応
国からの権限移譲の受け皿

- ・ 小規模団体の廃止や広域化・統合化により行政区画の拡大が図られ、イングランド全域において二層制が導入

- ・ インフレ抑制と公共支出の削減を進めるサッチャー保守党政権の下で、GLCとともに大都市圏カウンティを廃止、大都市圏ディストリクトに統合し一層制に

- ・ 大都市圏における広域行政への対応や国からの権限移譲の受け皿となることを目的に、2011年にグレーター・マンチェスター合同行政機構が設置されて以降、現在までに14圏域で合同行政機構を設置(当初は大都市圏に設置されたが、現在では大都市圏以外にも設置)

大都市圏カウンティ

【組織】

- ・ 議会(直接公選)

【主な事務】

- ・ 公共交通、都市計画・開発、廃棄物処理等の広域行政サービス

大都市圏ディストリクト

【組織】

- ・ 議会*(直接公選)

*以下のいずれかの類型(2000年～)

- ①リーダー(議会が選任する首長)と内閣制
- ②メイヤー(直接公選首長)と内閣制
- ③委員会制

【主な事務】

- ・ 合同委員会等において処理している分野(交通、廃棄物処理、警察、消防等)以外の事務

合同行政機構(CA)

*グレーター・マンチェスターの例
人口:約287万人(2021年)
面積:約1,276km²(2021年)

【組織】

- ・ 理事会(ディストリクトの議員から指名)
- ・ 首長(直接公選)

【主な事務】

- ・ 警察、消防、公共交通、住宅、都市再生等
- ・ 国との協定に基づき、移譲を受けた事務(開発、経済発展のための権限・財源の移譲を受けることが可能)

*CA本体の他、圏域の警察、消防、交通等を担う実務機関が存在。

<CA本体のみ>

予算:約3億ポンド(2024年)

※約550億円

職員:約2,000名(2022年)

※交通関係等は含まない

大都市圏ディストリクト

*マンチェスター市の例
人口:約55万人(2021年)
面積:約116km²(2021年)

【組織】

- ・ 議会(直接公選)

【事務】

- ・ 教育、道路、社会福祉、住宅、ごみ処理等

予算:約9億ポンド(2025年)

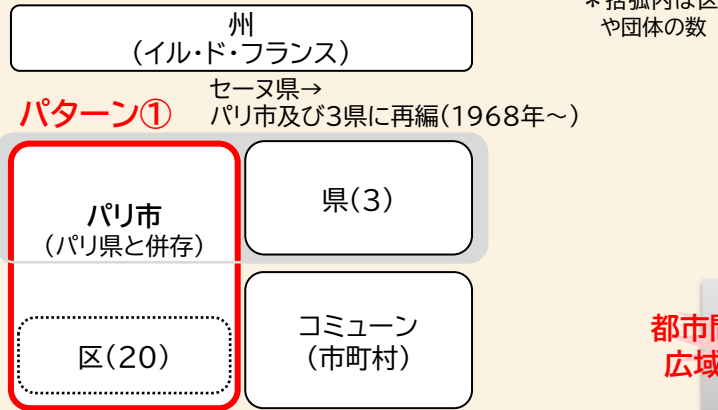
※約1,700億円

職員:約7,000名(2025年)

A:行政事務を行う組織の特例③ フランス(パリ)

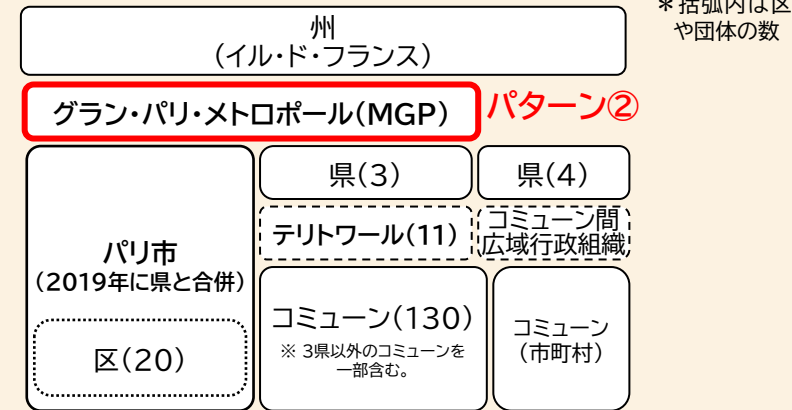
- パリは、その政治的重要性から他の地域とは異なる制度が適用されてきたが、近年、**EUや世界との都市間競争に必要な都市の規模を確保**するものとして、周辺の自治体も含む地域を管轄する**広域行政組織であるグラン・パリ・メトロポール**が設置された。

1975年～
(1975年法により現行制度の骨格が整備)



都市間競争に備えた
広域都市圏の形成

2016年～
(グラン・パリ・メトロポール創設)



- 背景
- パリは、政府が任命する官選知事及び警視總監を執行機関とするなど、その政治的重要性から特別な法制下におかれてきたが、1975年に公選制(議会で互選)のパリ市長職が設置され、1982年には、巨大化した市政を市民に近づけるため、公選制の区議会を導入

- EUや世界での都市間競争に耐えうる広域都市圏を形成し、フランス国土全体の競争力を強化することや、コミューン間の格差縮小等を目的として、特別な法的地位を有するコミューン間広域行政組織であるグラン・パリ・メトロポール(MGP)を創設(合わせて、MGPと構成コミューン間の調整機能を担う機関としてテリトワールを設置)

パリ市(パリ県と併存)

【組織】

- 議会(直接公選)
- 市長(議会で互選(1975年～))

【主な事務】

- 県事務
(中学校、県道、国道維持管理、公共交通、通学バス、社会扶助給付、保健、福祉サービス等)
- コミューン事務
(小学校、幼稚園、コミューン道、都市交通、社会住宅、都市計画、上下水道、電気・ガス等)
- 警察(交通・駐車規制等を除く)は、政府任命の警視總監の事務

区(行政区)(1982年～)

【組織】

- 区議会(直接公選)*
*上位3分の1は市議会議員を兼務
- 区長(区議会で互選)
- パリ市職員を配置

【主な事務】

- 区内の公共施設の運営についての意見表明、立地計画の決定等
- 区長は国の機関として、戸籍、選挙管理等を担当

グラン・パリ・メトロポール(MGP)

人口:約712万人(2022年)
面積:約814km²(2022年)

【組織】

- 議会(直接公選)

【主な事務】

- 都市再開発、経済振興、住宅政策、流域管理・水防等

予算:約42億ユーロ(2024年)
※約6,700億円
職員:約200名(2024年)

パリ市

人口:約211万人(2022年)
面積:約105km²(2022年)

【組織】

- 議会(直接公選)
- 市長(議会で互選)

【主な事務】

- 県事務
- コミューン事務
- 警察(交通・駐車規制等を除く)は、政府任命の警視總監の事務

予算:約93億ユーロ(2025年)
※約1.5兆円
職員:約5万名(2025年)

A:行政事務を行う組織の特例④ カナダ(トロント)

- トロントでは、周辺自治体も含めた地域を管轄するメトロ・トロントにより広域的な課題への対応が行われていたが、1998年に、歳出削減と行政の効率化を目指す州政府の主導により、一層制の大規模自治体(新トロント市)が設置された。

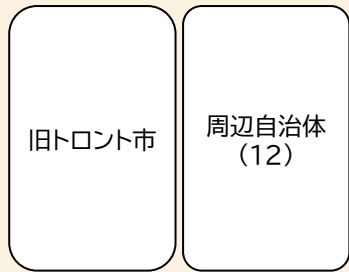
制度の変遷

背景

制度の概要

～1954年
(メトロ・トロント創設前)

*括弧内は団体数

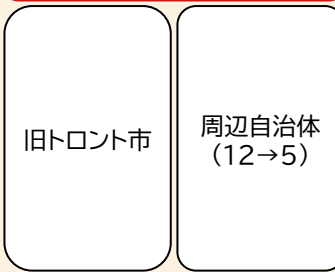


1954年～
(メトロ・トロント創設)

*括弧内は団体数

パターン②

メトロ・トロント



広域行政への対応

行政組織の効率化

1998年～
(メトロ・トロントの廃止とトロント市の合併)

*括弧内はカウンシル数

パターン①

新トロント市

コミュニティ・カウンシル
(6→4)

- 都市圏人口の増大を背景に、トロント市議会は周辺自治体の併合合併を決議し、州委員会に提出したが、周辺自治体は反発。

- 広域的課題に対応するため、二層目の組織の創設が委員会から州に勧告されたことを踏まえ、広域行政組織としてメトロ・トロントが発足

- 州財政の悪化を背景に、歳出削減と行政の効率化を目指す州政府の主導により、メトロを廃止するとともに、メトロ構成自治体の合併により新トロント市が発足

旧トロント市等の基礎自治体

【組織】

- 市長(直接公選)、市議会(直接公選)
- 一般的に市長は議会の議長を務める

【主な事務】

- 消防、地方道路、公園・娯楽、図書館、域内広域事業、経済開発、土地利用計画、廃棄物収集等

メトロ・トロント

Regional Municipality of Metropolitan Toronto

人口:228万人(1991年)

【組織】

- 議会:構成市からの間接代表
→構成市の市長+直接公選(1988年～)
- 議長(州政府任命→直接公選)に執行責任

【主な事務】

- 広域計画、運輸、警察、幹線道路、上下水道(大規模施設)、廃棄物処理、公衆衛生、広域公園、児童・老人福祉、救急等

新トロント市

人口:279万人(2021年)

面積:631km²(2021年)

【組織】

- 市長(直接公選)、市議会(直接公選)

【主な事務】

- 広域自治体と基礎自治体の事務

予算:約188億カナダドル(2025年)
※約2.9兆円
職員:約4万名(2025年)

A:行政事務を行う組織の特例⑤ 韓国(釜山・光州等)

- 広域自治体である道から独立した**一層制の「直轄市(現:広域市)」が存在したが、事務量が膨大となったため、1988年以降、従前の行政区を「自治区」として基礎自治体化**。2026年以降、**ソウル一極集中の打開策として、首都圏以外の道と広域市が合併し、国からの財政支援を強化する動きがある**。

制度の変遷

背景

制度の概要

1963年～
(直轄市創設)

*括弧内は区の数(光州の場合)

パターン①

直轄市

区(5)

道

市

事務の膨大化による
二層制への移行

1988年～
(自治区の基礎自治体化)

*括弧内は団体数(光州の場合)

パターン②

広域市

(1995年に直轄市から名称変更)

自治区(5)

道

市

首都一極集中に対抗
地方の成長のための
大都市の形成

2026年～ ※予定
(道と広域市の統合)

パターン②

統合特別市

自治区

市

- 1963年に釜山直轄市が置かれて以降、5つの大都市を、道から独立して広域自治体の事務と基礎自治体の事務の双方を行う「直轄市」とした(1981年に大邱、仁川、1986年に光州、1989年に大田が直轄市に)。当時は軍事政権下で、首長は大統領による任命制。
- 直轄市に置かれていた区は、独立した法人格を有しない、市の単なる下部行政単位。

直轄市

【組織】

- 市長(大統領による任命)、市議会はなし

【主な事務】

- 広域自治体と基礎自治体の事務

広域市

*光州市の例
人口:約140万人(2025年)
面積:501km²(2022年)

【組織】

- 市長(直接公選)
- 議会(直接公選)

【主な事務】

- 国との連絡・調整
- 広域事務(一般廃棄物処理、住宅、都市計画、道路、上下水道、交通等)

予算:約7.7兆ウォン(2026年)

※約8,100億円

職員:約4,100名(2024年)

自治区

*光山区の例
人口:約40万人(2023年)
面積:223km²(2023年)

【組織】

- 区庁長(直接公選)
- 議会(直接公選)

【主な事務】

- 住民登録等、基礎自治体の事務のうち、広域市が実施する事務以外のものを実施

予算:約1.1兆ウォン(2026年)

※約1,100億円

職員:約1,300名(2025年)

- ソウル首都圏に総人口の5割以上が集中する一方、地方都市の疲弊が深刻化。**一極集中の打開策として、地方の広域市と道の統合の動きが進んでおり、合併後の自治体に対する国からの財政支援の強化、産業育成等に関する国の一部事務の移譲が検討されている。**

- 現在、統合の動きがあるのは、釜山、大邱、光州、大田の各広域市。光州と全羅南道を統合する法律は既に公布され、**2026年7月に「全南光州統合特別市」が発足予定。**

全南光州統合特別市 ※予定

人口:約318万人
面積:12,810km²

【組織】

- 市長(直接公選)
- 議会(直接公選)

A:行政事務を行う組織の特例⑥ 日本

- **東京以外の大都市では**、かつて制度上は旧特別市制度が存在したものの、現在では**指定都市制度**により都道府県から市に権限を移譲。

- **東京では、都区制度**により広域行政を都が実施。

制度

背景

制度の概要

1947年～
(旧特別市制度創設)※実際には指定されず

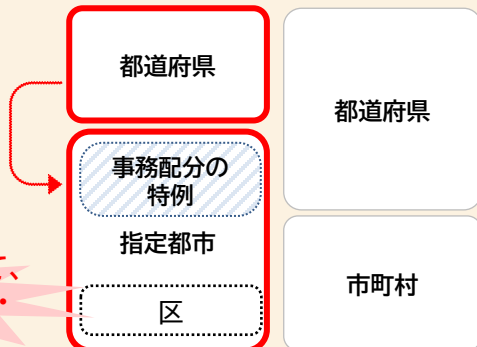
パターン①



旧特別市制度に代えて、
大都市行政の合理的・
能率的処理を確保

1956年～
(指定都市制度創設)

パターン③



1947年～
(戦後の都区制度)

パターン②



*括弧内は団体数

- 戦後、地方分権の観点から、大都市について府県と同様の取扱いをすることとされた。また、特別市が独立した場合の残存郡部への財政上の問題についても、戦争により大都市の財政力等が大きく変化したことから、解決しやすくなりつつあると考えられた。

- 旧特別市は、都道府県と市の対立により実際に指定されることはなかった。
- 特別市の指定が進まない中、大都市行政の合理的かつ能率的処理を確保するため、都道府県の事務の一部を大都市に配分する指定都市制度が導入された。

- 従前は、東京府と東京市が存在。戦時において、府と市がそれぞれ担っていた防空や配給等に関する行政事務を一元化し、敏速かつ強力に遂行する必要から、新たに都を設置。
- 戦後、東京の大都市としての一体性を確保しつつ、特別区の自治権と自立性を強化することとされた。

特別市

【組織】

- 市長(直接公選)、議会(直接公選)
- 法人格を有しない区(区長公選)を設置。区に議会は置かれない。

【主な事務】

- 都道府県と市の事務

都道府県

【組織】

- 知事(直接公選)、議会(直接公選)

【主な事務】

- 警察、都市計画区域の指定、二級河川の管理、国民健康保険(財政運営)等

指定都市

【組織】

- 市長(直接公選)、議会(直接公選)
- 法人格を有しない区を設置。区長は市長が任命し、議会は置かれない。

【主な事務】

- 児童福祉・生活保護・母子保健・衛生、都市計画に関する事務の一部等、都道府県から市に移譲された事務
- 一般市が行う事務

東京都

人口:約1,400万人(2025年)
面積:約2,200km²(2025年)

【組織】

- 知事(直接公選)、議会(直接公選)

【主な事務】

- 警察、消防、上下水道、都市計画区域の指定等

<知事部局等(警察・消防含む)>
予算:約8兆円(2025年度)
職員:約9万名(2025年度)

<知事部局等(警察・消防除く)>
予算:約7兆円(2025年度)
職員:約2万名(2025年度)

※交通・教育関係等は含まない

特別区

*新宿区の例
人口:約36万人(2025年)
面積:約18km²(2025年)

【組織】

- 区長(直接公選)、議会(直接公選)

【主な事務】

- 保健所の設置、小中学校の設置、一般廃棄物処理等

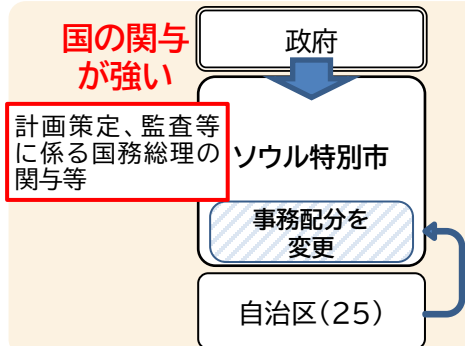
予算:約1,900億円(2025年度)
職員:約3,000名(2024年度)

B:国等との関係の特例①(諸外国)

○ 大都市等については、国による関与等、**国や広域自治体との関係について特例**が設けられている場合がある。

韓国(ソウル) 1962年～

制度



背景

- ・人口の約2割を抱える首都として、1962年、国務総理(首相)の傘下の特別な地位を持つ広域自治体に昇格

ソウル特別市

人口:約959万人(2020年)
面積:約605km²(2020年)

【組織】

- ・議会(直接公選)、市長(直接公選)

【主な事務】

- ・広域自治体の事務
- ・基礎自治体の事務の一部(任用試験、墓地・埋葬、一般廃棄物処理、土木・住宅建設等)

【国務総理の関与】

- ・道路・交通等の計画策定・執行や監査における国務総理の調整等

予算:約48兆ウォン(2025年)
※約5.1兆円
職員:約19,000名(2025年)

自治区(基礎自治体)

*中区の例
人口:約13万人(2020年)
面積:約10km²(2020年)

【組織】

- ・議会(直接公選)、
区長(直接公選)

【主な事務】

- ・住民登録等、基礎自治体の事務のうち、特別市が実施する事務以外のものを実施

予算:約6,000億ウォン(2024年)
※約600億円
職員:約1,000名(2025年)

米国(ワシントンD.C.) 1973年～

国との関与が強い

連邦議会による条例の拒否権、
予算の大統領承認等

ワシントンD.C.

- ・ワシントンD.C.は、合衆国を構成するいずれの州にも属しておらず、合衆国憲法の規定により、連邦議会が専属的な立法権を行使する地区。
- ・従前は大統領が任命する3人の委員からなる委員会がD.C.の行政を執行していたが、1973年のコロンビア区自治・組織法(Home Rule Act)により、市長と市議会による自治権が認められた。
- ・ただし、連邦議会による条例の拒否権や、予算の連邦予算の一部としての一括審議や大統領等の承認など、連邦議会・政府による制約の下にある。

ワシントンD.C.

人口:約69万人(2020年)
面積:約61km²(2020年)

【組織】

- ・議会(直接公選)、市長(直接公選)

【主な事務】

- ・州の事務(裁判所、刑務所、保健規制、社会福祉、私立学校の認可、自動車運転免許等)
- ・市の事務(警察、消防、道路、上下水道、保健、教育、都市計画、経済振興、防災、観光振興、住宅、廃棄物処理等)

予算:約200億ドル(2024年)
※約3兆円
職員:約4万名(2024年)

英国(ロンドン) 1986年～2000年

国との関与が強い

首都警察は
内務大臣直轄

政府

首都警察

ロンドン区(32)と
シティ

- ・1986年～2000年の間、ロンドンには広域事務を幅広く行う組織はなく、個別事務毎に広域的組織が設立されていた。このうち、警察庁は国内他地域と異なり、内務大臣直轄の独任制機関であった。

2000年、ブレア労働党政権の下で、ロンドン全域を管轄する新たな広域行政組織(GLA)が創設された際、GLA傘下の実務機関となった(委員の半数はロンドン市長が任命。予算はGLAが策定)。

ロンドン区

【組織】

- ・議会(直接公選)

【主な事務】

- ・基礎自治体の事務を実施。

(参考)その他の広域的組織

【組織】

- ・委員はディストリクトの議員から指名(消防・民間防衛庁の場合)

【主な事務】

- ・消防(消防・民間防衛庁)
- ・廃棄物処理(廃棄物共同処理委員会)
- ・各区都市計画への勧告(計画勧告委員会)等

首都警察

【組織】

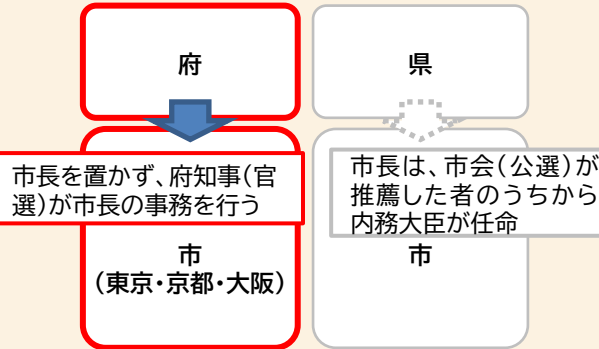
- ・内務大臣が直轄

B:国等との関係の特例②(日本)

○ 我が国でも、特に戦前の大都市制度においては、**国や府県との関係について特例**が設けられてきた。

三市特例 1888年～1898年

府の関与が強い



- ・ 三市については、人口の稠密度合等が他の市とは大きく異なり、一市にまとめて市制を適用した場合、府知事と市長の権限が抵触するおそれがあった。
- ・ このため、市制施行の際、市長を置かず、府知事が市長の事務を行う等の特例が置かれた。

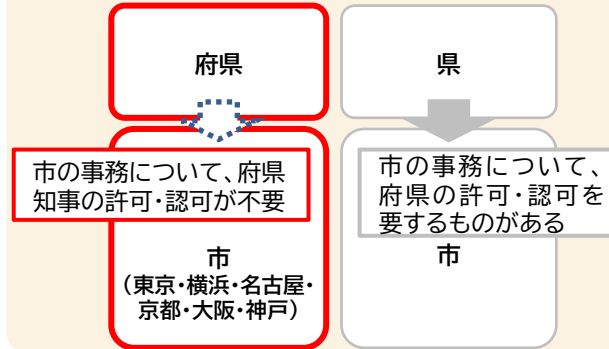
三市(東京・京都・大阪)

【組織】

- ・ 市長・助役を置かず、その職務は府知事・書記官*が行う。
- * 国が任命し、各府県に置かれる官吏。知事に事故あるときには上級書記官が知事の職務を代理
- ・ 収入役・書記その他の附属員も置かず、その職務は府庁の官吏が行う
- ・ 市参事会は府知事・書記官及び府の名譽職参事会員*で構成する
- * 郡部議員、市部議員がそれぞれ4名ずつを互選

六大都市行政監督特例 1922年～1956年

府県の関与が弱い



- ・ 六大都市では人口増加・人口集中による都市問題による事務が増大。迅速な事務執行に当たって、府県知事の許認可等を要することが支障となっていた。
- ・ このため、市が行う一部の事務について、府県知事の許認可が不要とされた。

六大市(東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸)

*1943年(昭和18年)以降は、五大都市が対象(東京市は廃止され東京都になったため)

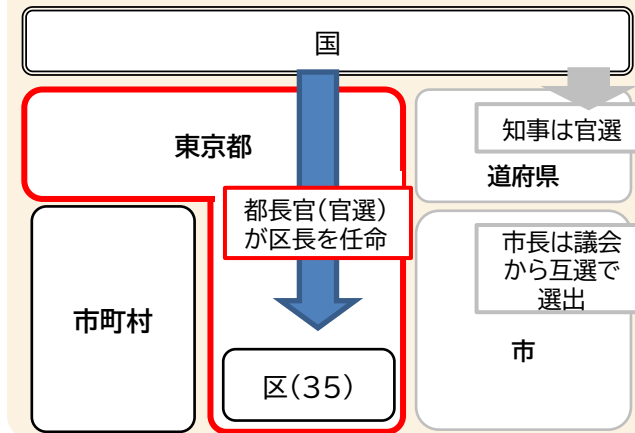
【事務執行上の監督】

- ・ 一部の事務について、府県知事の許認可等が不要。
- (許認可が不要とされた事務の例)
- ・ 市役所の位置、区の名称、区役所の位置の制定・変更
- ・ 議員・助役の定数
- ・ 手数料・使用料の制定・変更
- ・ 条例の廃止
- ・ 不均一課税
- ・ 選挙法、道路法、河川法、運河法、家畜市場法、電気事業法における市長の行為に対する知事の認可

東京都制 1943年～1947年

国の関与が強い

*括弧内は区の数



- ・ 従前は、東京府と東京市が存在。戦時において、府と市がそれぞれ担っていた防空や配給等に関する行政事務を一元化し、敏速かつ強力に遂行する必要から、新たに都を設置。

東京都

【組織】

- ・ 都長官(政府が任命)
- ・ 議会(公選)

【事務】

- ・ 府及び市の事務を実施。

区

*法人格を有する都の下部組織。課税権なし。

【組織】

- ・ 区長(都長官が任命)
- ・ 議会(公選)

【事務】

- ・ 財産管理等